

## 広島市難聴児補聴器購入費助成事業事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、広島市難聴児補聴器購入費助成事業実施要綱（以下「要綱」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 要綱第3条第1項第2号に規定する「市長が難聴の状態を勘案し、補聴器の装用が必要と認めるとき」とは、片耳の聴力レベルが30デシベル以上、高音急墜型難聴又は低音障害型難聴で、医師が補聴器の装用を認める場合をいう。

2 要綱第4条に規定する「市長がやむを得ない事由があると認めるとき」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 難聴の状態が変化するなどし、助成金を受けて購入した補聴器では、装用効果が認められない場合
- (2) 災害や事故等、当該助成対象児の責任によらない事情により亡失、毀損したと認められる場合

(助成金額)

第3条 要綱別表名称の欄に掲げる補聴器の名称の区分に属さない補聴器の申請があった場合については、購入費に3分の2を乗じて得た額とする。ただし、100円未満の額は切り捨てるものとする。

2 次の表に掲げるものを必要とする場合は、表の価格の範囲内で必要な額を基準価格に加算することとする。

| 品名                | 価格（円）  |
|-------------------|--------|
| ダンパー入りフック         | 250    |
| 矯正用レンズ（6D未満）      | 4,900  |
| 矯正用レンズ（6D以上10D未満） | 6,450  |
| 矯正用レンズ（10D以上）     | 8,400  |
| 遮光矯正用レンズ          | 11,500 |

(交付申請)

第4条 要綱第6条第1項第1号に規定する「一般社団法人日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会が新生児聴覚スクリーニング後の精密聴力検査機関に認定した医療機関」とは、次に掲げるものとする。

| 医療機関名        | 診療科         |
|--------------|-------------|
| 広島市こども療育センター | 耳鼻咽喉科       |
| 広島市立広島市民病院   | 耳鼻咽喉科・頭頸部外科 |
| 広島大学病院       | 耳鼻咽喉科・頭頸部外科 |
| 県立広島病院       | 耳鼻咽喉科・頭頸部外科 |

なお、県立広島病院小児感覚器科についても、「一般社団法人日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会が新

生児聴覚スクリーニング後の精密聴力検査機関に認定した医療機関」と同様に取扱うこととする。

2 要綱第6条第1項第3号に規定する「公益財団法人テクノエイド協会が認定した認定補聴器専門店」とは、次に掲げるものとする。

| 店舗の名称           |
|-----------------|
| トーシン・広島補聴器センター  |
| 聞こえの田中株式会社広島本通店 |
| 補聴器センターアイ本店     |
| 株式会社光電広島補聴器センター |
| マキチエ株式会社広島営業所   |
| 補聴器センターアイ可部店    |
| あんしん補聴器         |

(助成金交付台帳の整備)

第5条 市長は、助成金交付の状況を明らかにするため、所定の難聴児補聴器購入費助成金交付台帳を整備するものとする。

附則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和2年10月1日から施行する。

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。